

目黒区における地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定の基本的な方向について(答申)

概要版

令和8年7月
目黒区地域福祉審議会

1 経緯等

- 令和7年7月、区長から目黒区地域福祉審議会に、地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の策定及び改定にあたっての、各計画の方向等について諮問を受けた。
- 本答申にあたり、令和8年7月までに4回の地域福祉審議会と小委員会(計画専門委員会)設置による5回の検討、目黒区障害者自立支援協議会から障害者計画策定に関する意見提出を参考に答申をまとめた。

2 答申の趣旨

- 経済的な困窮とともに、単身世帯が増加し、地域のつながりが希薄化する中で、既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える人が世代にかかわらず今後も増えていくことが見込まれ福祉分野の枠にとどまらない包括的な支援と包摂的な地域づくりを目指す「地域共生社会」の実現が一層求められている。
- 「地域共生社会」の実現の推進を検討の基本に据え、地域福祉、高齢者の福祉・介護、障害者福祉等の今後の方向性を示すとともに、福祉分野の5つの重点事項について検討を行い取りまとめた。

3 各計画の基本理念など

計 画 名	基 本 理 念	基本的な考え方
地域福祉保健医療計画	「誰もが住み慣れた地域で、 自分らしく安心して暮らし続ける ことのできる地域共生社会の実現」	- 区民一人ひとりが尊厳を持ち、必要な支援を受けられる - 人や暮らしの多様性を認め合い、共に暮らす - 人と人、人と社会がつながり、皆が互いに支え合う
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	「住み慣れた地域でつながりを感じながら、 尊厳をもって自分らしく 暮らし続けることができる地域社会の実現」	- 互いに支え合い尊重し合う地域づくり - 主体的な健康づくりと介護予防 - 自分らしく自立した生活を支える切れ目のないサービスの提供
障害者計画	「互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい ともに暮らせるまち めぐろ」	- 自己決定の尊重と意思決定支援 - 政策決定過程への参画の促進 - 総合的かつ分野横断的な支援 - 社会的障壁の除去 - 障害福祉人材の確保・定着・育成

4 福祉分野の重点事項

重点事項	取組の方向性	取組の方向性の詳細
1 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実 (地域福祉1)	① 包括的な支援体制の更なる展開 ② 包括的相談支援体制の充実 ③ 地域の支え合いの推進 ④ 包摂性のある地域社会に向けて	○ 重層的支援体制整備事業は、支援関係機関の連携・協働による事業の定着と、地域と支援関係機関をつなぐ機能の充実が必要 ○ 福祉の総合相談窓口では分野横断的な相談支援の更なる充実が必要 ○ 区は社会福祉協議会と連携して、地域の多様な担い手の確保やリーダー等の人材育成の支援、地域団体と支援機関との連携体制の整備に取り組むことが必要 ○ 福祉教育の推進にあたっては、知識を得る学習とともに、日常の中にある様々な触れ合いや体験、対話などを通じて皆が学び合う取組が大切
2 誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進 (地域福祉2)	① 住まいの支援 ② ひきこもりの状態にある人への支援 ③ 高齢者を中心とした身寄りのない人への支援 ④ 権利擁護支援 ⑤ 災害時要配慮者への支援	○ 住まいの支援では、本人の意思を尊重しながら関係機関と連携した包括的な支援を着実に行うとともに、地域住民やボランティアなどによる見守りの活動の推進も重要 ○ ひきこもり理解の普及啓発の講演会や各種媒体による相談窓口の周知を強化するとともに、教育・福祉・医療等の関係機関が連携した支援体制の充実を図ることが必要 ○ 高齢者を中心とした身寄りのない人への支援については、国の動向を注視しつつ、区の実態を踏まえて権利擁護センター「めぐろ」等と検討を進め、取り組むことが必要 ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進とともに、成年後見制度の改正を踏まえた具体的な施策展開と総合的な権利擁護支援策の充実が必要 ○ 自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿や個別支援プランの作成促進、介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等との連携体制の整備、避難生活での支援の確保などが必要

重点事項	取組の方向性	取組の方向性の詳細
3 高齢化の更なる進展に対応した取組の推進 (高齢者福祉・介護保険)	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 認知症施策の推進 ③ 高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築 ④ 介護予防・フレイル予防の推進	○ 地域包括支援センターでは、相談支援機能及びアウトリーチ機能の一層の充実、人員体制の強化、職員の専門性や資質の向上等に取り組むことが必要 ○ 認知症の本人の経験や思いを大切にし、その力を生かしながら認知症に関する正しい知識と理解を促進するための普及啓発の推進が必要 ○ 高齢者が社会を支える存在であることを区民と共有するとともに、高齢者が地域とのつながりを持ちながら健康的に暮らしていけるよう多様な取組を進めることが大切 ○ 「通いの場」の活動の活性化や継続的な場の拡大に向け、効果的な活動の周知と参加の促進、新たな「通いの場」の立ち上げ支援等が必要
4 総合的な障害者福祉施策の推進 (障害者福祉)	① 地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備 ② 社会参加の促進 ③ ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実	○ 相談支援体制の安定確保と暮らしの場の整備のほか、障害理解・差別解消に係る啓発による心のバリアフリーの推進、保健・医療・福祉の連携強化等が必要 ○ 障害特性に応じた情報保障や意思疎通手段の確保と推進、移動支援事業に係る人材確保が重要。障害者就労の新たな支援のあり方の検討も必要 ○ 障害福祉人材の確保・育成・定着には既存事業の検証を踏まえた改善が必要 ○ 強度行動障害の支援体制の整備に向けたニーズの把握、保健・医療・福祉・教育の分野横断的な連携による障害児支援の充実が必要
5 介護・福祉人材の確保・定着・育成 (介護・福祉人材)	① 介護分野 ② 障害福祉分野 ③ 地域包括支援センター ④ 分野横断的な人材育成 ⑤ 地域の関係者による連携・福祉人材全体の確保	○ 「めぐろ福祉しごと相談会」の改善と情報発信の強化、有償ボランティアの活用 ○ ICTの活用による業務の効率化等、現場の負担軽減と離職防止の取組の検討が必要 ○ 地域包括支援センターでは、高度な専門性と対応力を備えた人材育成が不可欠 ○ 分野横断的な人材育成プログラムを浸透させ多機関連携による実際の支援の充実を期待 ○ 人材確保等に向けた区内の介護・福祉事業者等の分野を超えた連携への支援が必要